

和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準

(平成21年 1月22日施行)
(平成23年 5月24日改定)
(平成23年12月16日改定)

和歌山県が発注する建設工事等の条件付き一般競争入札を実施するにあたり、過去の施工実績を求める場合の認定基準については、以下のとおりとする。

1. 施工実績として認める工事等の発注者の対象範囲

企業及び配置予定技術者の施工実績として認める工事等の発注者の範囲は、次の各項に該当する機関とする。

ア) 国

イ) 地方公共団体（専門工事の場合は、原則、和歌山県とする）

ウ) 公共法人（法人税法第2条第5号により規定される公共法人（法人税法別表第一））

※但し、地方公共団体は除く。

（法人税法別表第一）

（平成20年4月30日現在）

沖縄振興開発金融公庫	土地開発公社	㈱日本政策金融公庫
土地改良区	港務局	土地改良区連合
自動車安全運転センター	土地区画整理組合	日本下水道事業団
国立大学法人	日本司法支援センター	社会保険診療報酬支払基金
日本中央競馬会	水害予防組合	日本放送協会
水害予防組合連合	大学共同利用機関法人	地方公営企業等金融機構
地方公共団体※	地方住宅供給公社	地方道路公社
地方独立行政法人	独立行政法人	（その資本金の額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）

エ) その他の法人

東京湾横断道路建設事業者
首都高速道路株式会社
成田国際空港株式会社
日本環境安全事業株式会社
東日本高速道路株式会社

関西国際空港株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社

※公告等への記述例

国、地方公共団体〔専門工事の場合は和歌山県〕又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ) 若しくはエ) に定める法人

※専門工事

この施工実績認定基準において、専門工事とは、土木一式工事、建築一式工事、管工事、電気工事以外の工事をいう。ただし、土木一式工事における海上工事等、特殊な工事については、専門工事に準じることとする。

2. 施工実績として認める工事等の対象期間

企業及び配置予定技術者の施工実績として認める期間は過去15年間とする。但し、建設工事に係る委託業務については、過去10年間とする。